

高知くらしの護身術

429

多重債務

第3月曜に相談会

(2017年5月9日掲載原稿)

多重債務とは、複数の金融業者等から借り入れをして、その支払いが困難になっている状態を言います。日常のちょっとしたきっかけから誰もが多重債務に陥る可能性があり、決して人ごとではありません。

消費生活センターに寄せられた相談事例を紹介します。

【事例 1】失業し、住宅ローンの支払や生活費の工面のために借金を重ねてしまった。この生活から抜け出したい。

【事例 2】夫や家族に内緒の借金があり、返済が困難な状況になっている。家族に知られずに返済する方法はないだろうか。

借金は債務整理で解決できる場合がありますが、例えばマイホームを手放したくないなど、人それぞれに事情や思いがあるので、自分にとってベストな解決方法を検討する必要があります。債務整理の方法には弁護士や司法書士による「任意整理」と、裁判所の手続きが必要な「特定調停」「個人民事再生」「自己破産」があります。一人で悩まず専門家の力を借りて生活の再建を図りましょう。

県立消費生活センター（高知市旭町3丁目）は、毎月第3月曜日の午後2時～5時、弁護士による多重債務無料法律相談会を実施しており、次回は15日に開催します。相談会では、借金の金額、収入や生活状況を聞き取った上で、当事者に合った債務整理の方法を考え、助言します。相談は無料ですので、電話で予約してください。

多重債務に陥らないためには、安易に借金に頼るのではなく、まずは家計を見直すことが大切です。また、借金を返済できない状況に陥っても、絶対に返済のための借金をしてはいけません。ヤミ金業者などの被害に遭い、借金を増やしてしまう恐れがあります。多重債務で困ったときは、消費生活センターに相談してください。